四国電力送配電株式会社
２０２６年１１月２日

# 契約申込における事業用地の使用権原を証する書類提出の要件化について

2026年10月1日の託送供給等約款の改定において、事業用地の使用権原を証する書類提出の要件化が新たに規定されました。

2026年10月1日以降に受付した高圧以上の非FIT・非FIP電源に係る契約申込みにつきましては、当社が当該申込みを承諾した日から原則として2か月以内に、事業用地の使用権原を証する書類（土地の登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等）の提出が必要となります。

なお、期限内に当該書類の提出が確認できない場合は、契約要件を満たしていないものとして取り扱い、送配電等業務指針にもとづき連系予約を取り消しさせていただくとともに、当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。

詳細につきましては、以下の資料をご確認ください。

■ 経済産業省の「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」の資料
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/smart_power_grid_wg/index.html
（経済産業省のページへ遷移します）

■ 電力広域的運営推進機関の「発電設備等に関する系統アクセスの流れ」の資料
https://www.occto.or.jp/institution/access/kentou/access_process.html
（電力広域的運営推進機関のページへ遷移します）

■ 本件に関するFAQ
https://www.yonden.co.jp/nw/assets/consignment_service/flow/02_data/shiyoukengen_faq.pdf

以　上